○国土交通省告示第三百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年十二月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－2046	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ1505－Ｔ－ＹＤＭ	吸入負圧：2.5kPa　排気圧力：6.7kPa	株式会社クボタ　大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号
㊀ＧＳ－2047	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ2403－ＣＲ－ＴＩ－ＹＤＮ	吸入負圧：4.9kPa　排気圧力：6.7kPa、吸入負圧：3.9kPa　排気圧力：6.7kPa	〃

○国土交通省告示第三百六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年一月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－2055	一酸化炭素等発散防止装置　ＤＥＵＴＺ　ＴＣＤ４．１Ｌ４	吸入負圧：6.0kPa　排気圧力：15.0kPa	三井造船マシナリー・サービス株式会社　東京都千代田区神田紺屋町７番地

○国土交通省告示第三百六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年一月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2665	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＴＫＧ－ＺＤ30－９Ｆ24Ｂ	ニッサン　ＴＫＧ－ＳＺ１Ｆ24、ニッサン　ＴＫＧ－ＳＺ２Ｆ24、ニッサン　ＴＫＧ－ＳＺ４Ｆ24、ニッサン　ＴＫＧ－ＳＺ５Ｆ24、いすゞ　ＴＫＧ－ＡＳＺ１Ｆ24、いすゞ　ＴＫＧ－ＡＳＺ２Ｆ24、いすゞ　ＴＫＧ－ＡＳＺ４Ｆ24、いすゞ　ＴＫＧ－ＡＳＺ５Ｆ24、三菱　ＴＫＧ－ＢＳＺ１Ｆ24、三菱　ＴＫＧ－ＢＳＺ２Ｆ24、三菱　ＴＫＧ－ＢＳＺ４Ｆ24、三菱　ＴＫＧ－ＢＳＺ５Ｆ24	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊀Ｇ－2666	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＳＫＧ－ＺＤ30－９Ｆ24Ｂ	ニッサン　ＳＫＧ－ＴＺ２Ｆ24、ニッサン　ＳＫＧ－ＴＺ３Ｆ24、いすゞ　ＳＫＧ－ＡＴＺ２Ｆ24、いすゞ　ＳＫＧ－ＡＴＺ３Ｆ24	〃

○国土交通省告示第三百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年二月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｎ－1230	騒音防止装置　日野　01－Ａ05Ｃ－01	日野　ＱＰＧ－ＦＥ２Ａ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第三百七十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年二月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2667	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ａ05Ｃ－ＴＡＡ	日野　ＱＰＧ－ＦＥ２Ａ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第三百七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年二月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2669	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＬ15Ｂ21	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＰ１、ホンダ　ＤＢＡ－ＲＰ２、ホンダ　ＤＢＡ－ＲＰ３、ホンダ　ＤＢＡ－ＲＰ４	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第三百七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年二月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年三月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2668	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＴ３	スズキ　ＤＢＡ－ＨＡ36Ｓ、マツダ　ＤＢＡ－ＨＢ36Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地